

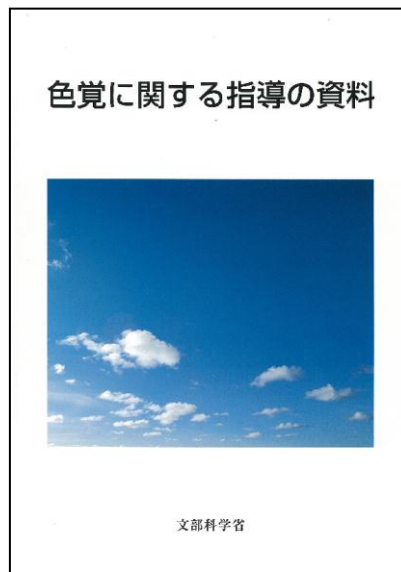
# 色覚に関する指導の在り方

学校では、児童生徒が安全で健康な学校生活を送ることが求められています。そこで、健康管理面や教育活動上で何らかの配慮を必要とするような状態について、健康診断、保健調査、健康相談などを通じて把握しているところです。

色覚異常の児童生徒についても、教育活動上の配慮が必要であると考え、これまで、健康診断の際に色覚検査を実施してきました。ちなみに色覚異常の頻度は、報告者によって異なりますが、およそ男子5%、女子0.2%といわれています。

しかし、近年、色覚異常についての理解が進み、色覚検査で異常と判別される児童生徒でも、大半は学校生活に支障はないという認識のもとに、平成15年4月から学校における児童生徒等の定期健康診断の必須項目から色覚検査が削除されております。

このことは、色覚異常の児童生徒について、教育活動上、まったく配慮が必要ないということを意味するものではありません。教職員は色覚異常について正しく理解し、学習、進路のそれぞれにおいて、適切な指導を行う必要があり、そのため、学校での指導の在り方を示す教職員向けの資料もあります。必ず、全職員が内容を理解し、適切な対応をしていただくようお願いします。



目次	
色覚にかかる指導のあり方	
I	指導の基本
II	学習指導のあり方
1.	板書
2.	掲示物・スライド・コンピュータ
3.	地図
4.	採点・添削
5.	実験・実習
	(1) 化学反応
	(2) 観察・表現
6.	造形的な表現活動
7.	教科・科目の評価・評定
III	進路指導のあり方
1.	職業選択についての相談
2.	色覚に関する誤解の解消
IV	相談体制のあり方
1.	相談体制の確立
2.	医師への相談の勧め

財団法人日本学校保健会作成 文部科学省監修

色のバリアフリーを理解するための Q&A

[http://www.gakkohoken.jp/modules/pico/index.php?content\\_id=7](http://www.gakkohoken.jp/modules/pico/index.php?content_id=7)

Ctrl キーを押しながらココ  
をクリック  
(詳しい情報はこちらから)

## 色覚に関する相談体制の確立

色覚に不安を覚える児童生徒及び保護者への対応として、学校は、保護者から健康相談の希望の有無を聞き、色覚について相談の希望があれば学校医が健康相談を行います。

なお、個々に行う健康相談において、児童生徒及び保護者が色覚検査を希望する場合に備え、適切な対応ができる体制を整えておくとともに、検査を実施する場合には、必ず児童生徒及び保護者の同意を得る必要があります。また、検査の実施に当たっては、児童生徒のプライバシーを守るため、個別検査が実施できる会場の確保に留意してください。